

# 令和3年度 第1回 四街道市ごみ処理対策委員会会議録

日 時 : 令和3年7月5日(月)  
14時00分～16時00分  
場 所 : 四街道市企業庁舎2階会議室

## 令和3年度 第1回四街道市ごみ処理対策委員会会議録

開催日時 令和3年7月5日（月）14：00～16：00  
会 場 四街道市企業庁舎2階会議室  
出席委員 荒井喜久雄会長、矢澤副会長、中山委員、森田委員、麻生委員、櫻井委員、日和委員、  
中田委員、福田委員、荒井秀一委員、市原委員、増田委員、山口委員  
欠席委員 神田委員  
事務局 環境経済部：麻生部長、高橋副参事  
クリーンセンター：丸山センター長  
廃棄物対策課：花島課長、井上課長補佐、立崎副主幹、池田主任主事、松村主任主事、  
木村主事、田丸主事  
環境政策課：菅谷係長、谷口主事  
オブザーバー：株式会社環境技研コンサルタント 担当者2名  
傍聴者 1名

### 会 議 次 第

1. 開 会
2. 諮 問
3. 議 事
  - 1) 会議録署名人の選出
  - 2) 委員会会議の公開
  - 3) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）
4. 閉 会

## 1. 開 会

- 1) 委嘱状交付
- 2) 市長挨拶
- 3) 委員、職員紹介
- 4) 会長選出、会長就任挨拶
- 5) 副会長指名、副会長就任挨拶

## 2. 諮 問

○事務局 続きまして、四街道市長より、四街道市ごみ処理対策委員会に諮問をさせていただきます。諮問書につきましては、本来手交すべきところですが、新型コロナウイルス感染症を予防する観点から、会長の机上に置かせていただきます。何とぞご理解くださいますようお願いいたします。

なお、今回の諮問に関する書類の写しは、委員の皆様へ配付いたします。

荒井会長におかれましては、その場でご起立をお願いいたします。

それでは、市長、お願いいたします。

○市長 それでは、諮問させていただきます。

四街道市ごみ処理対策委員会会長、荒井喜久雄様。四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について（諮問）。四街道市ごみ処理対策委員会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

1 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、市長は、この後、公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

（市長退席）

## 3. 議 事

○事務局 それでは、会長、副会長が決定いたしましたので、これより議事に入らせていただきます。

本日は、13名の委員のご出席をいただいております。四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第1項に規定する委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日の議題は、お手元に配付の会議次第のとおりです。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料をご確認願います。資料を読み上げさせていただきます。1つは、四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）案になります。こちらは、今回諮問させていただく案でございます。

次に、資料1、四街道市一般廃棄物処理基本計画（前期：平成28年度—令和2年度）における各施策の進捗状況等、こちらごみ関連になります。

次に、資料2、四街道市一般廃棄物処理基本計画（前期：平成28年度—令和2年度）における各施策の進捗状況等、こちらは生活排水関連になります。

続きまして、資料3、四街道市一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）の主な追加等箇所になります。

次に、資料4、令和元年度のごみ処理フロー図になります。

以上が資料となります。もし、お手元にお手元におられなかったら、事務局までお申し出願います。

また、机の上に以下の書類をご用意いたしましたので、ご確認願います。4点でございます。1つが、四街道市ごみ処理対策委員会条例、次に、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領、次に、四街道市一般廃棄物処理基本計画、こちらは現計画になります。

続きまして、四街道市ごみ処理対策委員会委員名簿になります。

机にない場合には事務局までお申し出いただければ対応させていただきます。

それでは、ここから議事進行を荒井会長にお願いいたします。

○会長 それでは、これより会議に入ります。

議事に入る前に、会議録署名人の選出について、事務局より説明をお願いします。

### 3-1) 会議録署名人の選出

○事務局 それでは、四街道市ごみ処理対策運営委員会運営要領をご覧ください。

第6条に会議録の作成について規定をいたしております。第6条第1項には、会長は会議終了後、速やかに会議録を作成し、これを保存しなくてはならないと規定がございます。本規定により、会議録を保存するに当たり、確認していただく会議録署名人の選出をしていただきたいと思います。選出方法につきましては、特に決まっておられませんので、会長に会議録署名人2名を指名していただきたいと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明にありましたように、会議録署名人の選出については、私が指名するということですので、私のほうで会議録署名人を2名選出させていただきます。

それでは、増田委員と山口委員に会議録署名人をお引き受け願いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

○増田、山口委員 はい、分かりました。

○会長 どうもありがとうございます。承諾ということでございますので、先に進めたいと思います。次に、会議の公開について、事務局より説明をお願いいたします。

### 3-2) 委員会会議の公開

○事務局 それでは、同じく、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領をご覧ください。第4条に、会議の公開、非公開についての規定がございます。内容につきましては、委員会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではないとあります。今回の会議につきまして、事務局では、第4条第1項第1号及び第2号に該当しないと考えておりますが、同条第2項により委員会にお諮りくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明がありましたとおり、運営要領第4条第2項に基づき、会議の公開、非公開についての委員の皆様にお諮りいたします。

今回の会議について、公開でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 どうもありがとうございます。異議なしという声ございましたので、今回の会議は公開することになりました。傍聴人の方がおられましたら、入室させてください。

(傍聴者入室)

○会長 それでは、委員の皆様にお諮りします。審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、傍聴人は会議資料を閲覧することができます。ただし、このうち会議次第以外の資料につきましては、会議終了後に回収するというので、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、この件については、異議なしとさせていただきます。

### 3-3) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）

○会長 続きまして、議事に入りたいと思います。

議事の①、四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について、事務局より説明をお願いし

ます。

○事務局 それでは、一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）案に関して、中間見直しの考え方、市が行う新しい取組、数値目標の見直し等に関して、主に現計画から追加、修正を行った点に関して、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

まず、資料1の四街道市一般廃棄物処理基本計画（前期：平成28年度—令和2年度）における各施策の進捗状況等、ごみ関連をご覧ください。

現計画で定めた各取組に関して、現計画が始まった平成28年から令和2年までの取組状況実績を記載しています。こちらに関して何点か取り上げてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。1—1、（2）、発生抑制・再使用の更なる推進、①、発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施の取組の一つとして、リユース品交換制度の活用を推奨しています。市民からの電話やメールを通して品物の登録や紹介を行っております。

続きまして、②、発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入の取組の一つとして、令和2年9月より家庭系ごみの処理手数料制度を導入しました。30リットル袋10枚当たり360円等の手数料で、令和2年度は6,772万2800円の手数料収入となりました。同じく②の良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入に関しましては、実施することでの課題等を踏まえ、調査、検討をしているところです。

2ページをご覧ください。（3）、資源化の推進、①、資源化の推進に繋がる意識啓発の実施の取組の一つとして集団回収事業への支援を行っております。実績のとおり、登録団体数、回収量はともに年々減少しています。また、回収対象となる資源物の相場が下落していることから、補助金額の見直しも検討しているところです。

3ページをご覧ください。1—2、（4）、発生抑制・再使用のための側面支援、①、市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援では、生ごみの堆肥化に関心を持ってもらうため、モニターの募集を行い、EMぼかしと呼ばれる生ごみ発酵資材と生ごみを混ぜ堆肥化させる道具一式を無料配布しました。

（5）、資源化のための側面支援、①、広報媒体の充実では、令和元年度にごみの分別方法等を手早く検索できるアプリケーション「さんあ〜る」の配信を開始しました。令和2年度には外国語版も追加し、ごみの分別方法の周知を図っています。

②、使用済みインクカートリッジの回収では、市役所ロビーに回収箱を設置し、資源化に努めています。

4ページをご覧ください。2—1、（6）、循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換、②、ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持つ での取組の一つである小学校の総合学習授業での「ごみの減量と分別講座」の実施では、市内の小学校に廃棄物対策課職員が出向き、市が行っている廃棄物対策事業を紹介するほか、様々なごみのサンプルを用意し、正しく分別するグル

ープワークに取り組んでもらい、ごみを減らすことに関心を持つ機会を提供しています。

5 ページをご覧ください。2—3、(13)、計画達成のための具体的施策等の実践、①、ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流を通して情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介の取組の一つとして、食品ロス削減のための食材使いきりレシピを募集し、市ホームページで公開しています。

6 ページをご覧ください。3—1、(14)、状況の変化に対応した収集・運搬の検討、①、家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討では、ほかの市区町村への視察を行い、本市で実施する際に、いかなる問題点が生じるか整理した上で、導入について検討していきます。

(15)、環境と安全に配慮した収集・運搬の実施、①、低公害型車両の導入誘導では、現在のところ、資源物の回収や集団回収ではマイルドハイブリッド収集車両が使用されていますが、今後はその他のごみ収集車両にも広げていきたいと考えております。

3—2、中間処理施設の整備では、次期ごみ処理施設の整備について検討段階となっている事業が複数あります。これらに関しましては、次期ごみ処理施設に関する問題点を解決し、取り組んでまいります。

7 ページをご覧ください。3—3、最終処分の検討及び3—4、適正な事業経営の推進については、可能な限り着手できるよう準備を進めたいと考えております。

資料1に関する説明は、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。資料1、2、3、4、5とありますけれども、とりあえず資料1、基本方針1の「2Rを意識した3Rの推進」という方針に向けた様々な取組を紹介していただきました。何か、この資料1の説明についてご質問、ご意見ありましたらよろしく願います。

どうぞ。

○委員 この資料1の6ページ、基本方針案の3—1、(14)、状況の変化に対応した収集・運搬の検討ということですが、これは具体的にどういったことかということ、それから、3—2、中間処理施設の整備、ここが簡単な説明だったので、問題点は何かということですね。

それから、7ページの3—4、1つ目。適正な事業経営の推進ということで、(21)番、ストックマネジメント体制の整備。ここも検討中だったのですが、具体的にはどういうことか質問したいと思います。

○会長 ありがとうございます。3点だったと思います。6ページの(14)番の状況の変化に対応した収集・運搬の検討について、本市で実施する場合の問題点について整理。問題点とは何かということ。

それから、新ごみ処理施設の整備の検討については、この全体的な中間処理施設整備での問題点というのは何かということ、それから、適正な事業経営の推進というのが7ページにあります、このストックマネジメント体制というのが入っています。これについて具体的にどういうふうにつ

ながるのかというご質問だったかと思しますので、事務局でお答えをお願いしたいと思います。

○事務局 はい、お答えいたします。

まず、収集・運搬の検討ということで、状況の変化に応じた収集・運搬の検討につきましては、資料1にも記載しておりますが、戸別収集を実施している台東区や東大和市、藤沢市への視察を踏まえまして、戸別収集に関する様々な視点で検証等を行い、問題点について整理しました。

具体的な調査内容につきましては、戸別収集とステーション収集のそれぞれ長所と短所を整理しました。

戸別収集のメリットにつきましては、市民の適正な時間内での排出促進につながる。また、分別の徹底など適正排出がされる。市民のごみの出しやすさという点です。デメリットとしましては、収集に必要な時間がかかる、収集に必要な費用がかかる、1世帯当たりの収集の負担がかかる、ごみの排出によるプライバシーの保護の問題があるということでございます。

また、ステーション収集については、収集に必要な時間の短縮、収集に必要な費用、1世帯にかかる負担の低減、ごみの排出によるプライバシーの保護について戸別収集の場合と比較をして、問題点等を整理したところですが、今回は調査検討中の評価にしております。

今後の取組につきましては、今後の社会的状況等の変化、高齢化等の変化もあろうかと思しますので、引き続き検討していきたいというところでございます。

(14) については、以上となります。

次に、中間処理施設の整備という点について、全般的な現状と問題点についてお話しいたします。こちら、中間処理施設につきましては、資料1にも記載してありますとおり既に基本構想、基本計画を策定しております。しかしながらご承知かと存じますが、平成30年3月に次期ごみ処理施設用地内でふっ素及びその化合物が法令の基準値を超過し、土壤汚染が判明したところでございます。そのため、各種土壤調査を実施しております。これを受けまして、平成30年11月に新施設の整備及び運営事業につきましては、入札中止がなされたところでございます。その後、深度調査の結果から、窪地解消工事の埋土層等に地下水が判明し、地下水調査が必要となったことから、令和6年10月の稼働スケジュールの維持が困難となった状況です。さらに、直近では用地内の一部で再生砕石混じり層から鉛及びその化合物が土壤含有量基準を超過しております。これを受けまして、地下水調査の実施方法の再構築が必要な状況となっております。これにつきましては、県や指定調査機関に相談し進めていくことを考えております。このような状況ではございますが、早期に新施設の稼働を目指していることから、今後の取組につきましては、「継続」という評価をさせていただいております。

なお、エネルギー回収施設の整備につきましては、整備運営事業の発注に向け、用地造成基本計画や土壤調査等の必要な調査について継続していきたいと考えております。

また、施設整備・運営事業に係る発注仕様書の作成につきましては、前期評価が「調査検討中」、



後期取組は「検討」ということになっていますが、これは平成30年の1月に入札公告を行いまして、平成30年の11月に入札を中止しております。入札公告を行った段階で、発注仕様書、要求水準書等は作成したところですが、入札が中止となりましたので、このような評価として表記をさせていただいております。

続きまして、(21)のストックマネジメント体制の整備についてですが、現在、次期ごみ処理施設整備が入札中止となっているため、必要な土壌調査等を進めています。ここでは「次期施設における長寿命化計画」を指しております、まだ施設整備に至っていない状況であることから、施設整備の遅れにより中断しているということで、前期評価は「調査検討中」、後期取組は「検討」という評価をさせていただいております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員 分かりました。

○会長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問はございますか。

どうぞ。

○福田委員 福田でございます。1点お伺いします。3ページの(4)番の②のエコショップ制度の側面支援ということで、先ほどエコショップの認定店舗数が平成28年から令和2年まで6店舗という説明は分かりました。事前に配付していただいた四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)の40ページにエコショップなど、認定基準なども詳しく載っていて、この認定基準をざっと読んでいきまして、そんなに難しいことではないと思いますが、6店舗というのは少ないような気がします。事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○会長 ありがとうございます。3ページの(4)発生抑制・再使用のための側面支援で、②、エコショップ制度の側面支援ということで、いろいろ取り組まれているようですが、エコショップ認定店舗数が6店舗ということで、ちょっと少ないのではというご質問ですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○事務局 確におっしゃるとおり、平成23年度から店舗数が変わっていないことにつきましては私達も認識しております。その理由として考えられるのは、まず認定基準に掲げられている取組について、本市が認定したエコショップ以外の多くの店舗、特に大企業が運営しているチェーン店など数多くの店舗ですで行われていること、また、認定した店舗の公表について、市ホームページで公表していますが、広報手段が限られていることから、店舗数が伸び悩んでいるものと思われます。今後、新型コロナウイルスの状況が落ち着きましたら、認定店舗が増加するように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。こういう制度というのはメリットがないとなかなか上がってこな

いかと思いますが、今後も積極的に継続して取り組んでいただけるということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 どうもありがとうございます。今後も制度の充実を目指して取り組んでいただきたいと思います。

ほかにございますか。ないようでしたら、次に進ませていただきたいと思います。

では、資料2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2の四街道市一般廃棄物処理基本計画（前期：平成28年度—令和2年度）における各施策の進捗状況等、生活排水関連をご覧ください。

生活排水に関しては、全ての施策をおおむね順調に実施できています。

では、何点か取り上げてご説明いたします。1ページをご覧ください。1—2、(3)、経済的助成制度の周知の取組として、既存の単独処理浄化槽、またはくみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置する方へ補助金を支出しています。市内には、いまだ単独処理浄化槽、またはくみ取便所が数多く残っており、これらをできるだけ早く合併処理浄化槽に転換していくため、助成制度の周知を継続しています。

2ページをご覧ください。2—2、(8)、環境保全・資源保全意識の向上、②、水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力では、毎年度秋に行われる市内の河川清掃において、市民及び市内の複数の団体からボランティアとして毎年度10人以上のご参加をいただいております。

3ページをご覧ください。3—2、(13)、浄化槽の適正な維持管理の推進では、住民自らが浄化槽管理者であり、清掃や法定検査といった維持管理を継続して行っていく必要があることを周知しています。

なお、(14)、し尿浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進、(15)、公共広域下水道施設の適正な維持管理の2項目については、取組の主体が市外の団体であるため取組に関する評価は行わず、取組状況のみを記載しております。

資料2に関する説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。生活排水処理の推進ということで、これは下水道と浄化槽のことを言っていますが、単独処理から合併処理という流れで、下水道は非常に設備費がかかるということで、合併処理を通じて、し尿と生活排水を一緒にやろうという施設について積極的に整備を進めていると思います。

それから、浄化槽の適正な維持管理ということで、下水道だったら市がやるかと思いますが、浄化槽の場合はそれぞれの設置者が維持管理をしていく必要がありますので、それについても周知して、その汚濁を防止していくということがあるかと思います。運営事務については、主体が若干違うので実態だけを調査をしているということだと思います。

合併浄化槽については、補助制度を利用している件数が5件程度あるということですが、市の負

担軽減と水質の悪化を防止するというので、今後も取組を積極的に進めていただきたいと思います。

以上の説明、資料2の全般で結構ですので、何かご意見、ご質問がありましたらおっしゃってください。よろしいですか。

それでは、資料3についてご説明をお願いします。

○事務局 資料3の説明に入ります前に、四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（案）についてですが、こちらは平成28年に策定した四街道市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しとして作成したものです。当初は、平成21年度を初年度とし、平成35年度を最終年度として四街道市一般廃棄物処理基本計画が策定されました。しかし、環境省ではおおむね5年ごとの見直しを推奨しており、また昨今の社会情勢の著しい変化を鑑み、後期計画の開始年度の予定だった平成28年度において、平成28年度から令和7年（平成37年）度までの10年計画として再スタートすることになりました。

今回の中間見直しについて、現計画を基に、追記修正した箇所を資料3、四街道市一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）の主な追加等箇所として記載いたしました。資料3と中間見直し（案）の双方を使って説明をいたしますので、それぞれ該当ページをご覧くださいませようお願いします。

まず、資料3の1ページをご覧ください。1. 2、中間見直し等の考え方について。中間見直し（案）の3から4ページも併せてご覧ください。主なものを申し上げます。

「本市の取り組み」、ごみの減量等取組として生ごみ減量化モニター事業、食べきり協力店の募集、家庭系ごみ処理手数料制度の導入等。

「国の動向」、①、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定。②、プラスチックリサイクルのために「プラスチック資源循環戦略」を策定。「容器包装リサイクル法関係省令」を改正。③、食品ロス削減のために「食品ロス削減推進法」を策定。④、海洋汚染対策のため、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定。

「国際的な動向」、「SDGs（持続可能な開発目標）」が国連サミットで採択。廃棄物関係では、ゴール12における食品の廃棄の半減や廃棄物の発生防止等を目指す。

計画策定から5年が経過することから、上記を踏まえた上での目標値の修正、さらなる取組の追加・充実を図っていきます。また、「食品ロス削減推進法」の規定に基づき、食品ロス削減推進計画も踏まえた計画とします。

中間見直し（案）の6ページをご覧ください。1. 2. 2、計画の位置づけですが、記載のとおりとなっております。

続きまして、2. 1、四街道市の概況です。中間見直し（案）の9から18ページに該当します。ここでは四街道市の現状といたしまして、四街道市の概要について、人口等それぞれのデータをそ

れぞれ最新のものに更新しました。また、現計画に加え、高齢者人口・推計、外国人人口、転入者数、従業員別の事業所数を追加しました。

次に、一般廃棄物ごみ処理基本計画に移ります。3. 1、ごみ処理の現状です。中間見直し（案）の19ページから44ページにわたり様々な部分の追加、修正を行いましたので、その主なものを説明いたします。

3. 1. 1、ごみ処理の流れです。中間見直し（案）の19ページから23ページに該当します。資料3の2ページ及び中間見直し（案）の20ページをご覧ください。表、ごみの分別区分及び収集体制では新指定ごみ袋の導入により、可燃ごみの出し方と品目、不燃ごみの出し方に変更が生じました。可燃ごみのうち、草、葉、枝と紙おむつは指定ごみ袋を使わなくても出せる支援措置を設けています。

21ページをご覧ください。図、本計画で対象とするごみでは、生活系ごみの内訳を家庭系ごみ、資源物、クリーンセンター取扱分、集団回収、拠点回収の4つに分類しました。また、この中で資源物については、現計画では家庭系ごみの中に入れていましたが、中間見直し（案）における家庭系ごみは、可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、粗大ごみの4種類としました。

3. 1. 2、ごみ処理の状況です。中間見直し（案）の24ページから36ページに当たります。それぞれの数値データを最新のものに更新しています。参考までに、資料4、令和元年度のごみ処理フロー図をお渡ししています。ごみ処理量は、このフロー図の数値を基に記載しています。

中間見直し（案）の34ページをご覧ください。食品ロス量の状況を新たに追加しました。令和3年1月に行った市内の食品ロス発生状況調査を行った結果、市内では1人1日当たり38.5グラムの食品ロスを出していることが分かりました。

3. 1. 4、ごみの減量施策と課題です。中間見直し（案）の40ページから50ページです。それぞれの数値データを最新のものに更新しています。

中間見直し（案）の42ページをご覧ください。発生抑制の施策の実施状況における新しい取組として、市内小学校での講座を行うなど、環境学習の推進を追加しています。

43ページをご覧ください。食品ロス削減施策の実施状況を新たに追加しました。その中で、①、食べきり協力店を通じた啓発。②、市内高等学校と連携した「使いきり料理」の販売による啓発。③、環境学習の推進。④、食品ロス実態調査の実施の4項目があります。その中の②、市内高等学校と連携した「使いきり料理」の販売による啓発は、高等学校だけでなく、市内の飲食店や農業を営む方々の協力を得て行われています。

44ページをご覧ください。44ページから45ページにかけてごみの発生抑制に関する現状と課題では、ごみ処理手数料制度や食品ロスに関する記述を追加しました。

49ページをご覧ください。49ページから50ページのその他の課題では、災害廃棄物の対応について最新の動向を加筆し、ウイルス感染症対応について記載しました。

では、中間見直し（案）の51ページをご覧ください。3. 2. 1、計画の基本的枠組みですが、中間見直しにおいても、現計画を適用することといたしました。

次に、3. 2. 2、ごみ排出量・処理の予測についてです。資料3の2から3ページ、中間見直し（案）の52ページをご覧ください。計画人口では、令和2年に策定された四街道市人口ビジョンから令和7年度と12年度の人口の増加率を算出し、その数値を令和2年度の住民基本台帳に掛け合わせ、令和7年度は9万6,118人、12年度は9万6,239人と予測しています。

ごみ排出量の予測について説明いたします。まず、生活系ごみに関しては、令和元年度の数値を基準とした上で、家庭系ごみ処理手数料の導入により可燃ごみで10%、不燃ごみで5%の削減効果が令和3年度から見込まれることとするとともに、可燃ごみの中に含まれる紙類のうち3%が資源となる紙類、雑紙として資源物等に移行すると見込みました。

事業系ごみに関しては、現計画の予測数値が4,530トンなのに対し、過去10年間の平均値が4,559トンと、それほど差異はありませんでした。年度ごとの数値も、増減を繰り返しており、予測が難しいことから検討の結果、中間見直しにおいても、現計画の予測数値で今後も推移することといたしました。この考え方を基に、その後の目標年度における、54ページから59ページにわたっての各予測数値を算出しました。

次に、3. 2. 3、数値目標です。中間見直し（案）の60ページ、資料3の4ページをご覧ください。1人1日当たりの総排出量は、現計画では平成37年度（令和7年度）に793グラムでしたが、中間見直しでは755グラムといたしました。1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、現計画では平成37年度（令和7年度）に497グラムでしたが、中間見直しでは495グラムといたしました。このほか、リサイクル率並びに最終処分率につきましては、記載のとおりです。

なお、令和7年度の目標値はごみ処理手数料効果に加え、紙類のさらなる資源化を見込んだ数値としています。

また、平成32年度の数値は、前述の効果を見込んだ上での数値でしたが、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響を鑑み、中間見直しでは、この効果が令和3年度以降に発生するといたしました。

同じく、中間見直し（案）の60ページの食品ロス発生量に係る目標では、令和2年度時点での1人1日当たりの食品ロス発生量を、令和12年度までに半減させることを目標にしています。

次に、計画実現の取り組みに関して説明いたします。中間見直し（案）の61ページから64ページに追加した施策につきましては、資料3の4ページに記載したとおりでございます。そして、これら全ての施策について国連が定めたSDGsのどの目標に当てはまるかを65ページに記載しました。

次に、3. 2. 4、ごみの適正処理に関する基本的事項について説明いたします。中間見直し（案）の67ページの表、将来の次期ごみ処理施設等の整備規模をご覧ください。中間見直しでは、将来の予測において最も排出されるごみの量が多い令和9年度をベースに算定した結果、エネルギー

一回収型廃棄物処理施設の規模を1日76トンに、マテリアルリサイクル推進施設の規模を1日13トンと見直しました。

また、68ページ、(4)、その他ごみの処理に関し必要な事項につきましては、①、災害対策の中で、四街道市災害廃棄物処理計画の策定について、また、③、ウイルス感染症対策について追加しました。

一般廃棄物(生活排水)処理基本計画に移ります。まず、中間見直し(案)、69ページから81ページに記載している4.1、生活排水の現状では、4.1.1、生活排水処理フロー、4.1.2、生活排水処理等の状況、4.1.4、処理施設整備状況、77ページです。4.1.5、し尿処理経費状況、80ページです。4.1.6、生活排水処理の課題に関して、81ページです。それぞれ最新のデータに更新しました。

4.2、生活排水処理基本計画ですが、中間見直し(案)、82ページでの4.2.1、基本方針では、中間見直しにおいても、現計画を準用したいと考えます。

4.2.2、数値目標ですが、中間見直し(案)、83ページから84ページに書かれている公共下水道接続人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿くみ取り人口について、それぞれの人口の推移を踏まえて最終年度である令和7年度の人口を予測しました。予測値につきましては、中間見直し(案)、84ページに記載されているとおりでございます。

85ページをご覧ください。4.2.3、生活排水処理の予測ですが、記載されているフロー図を先ほどの数値目標で算出された人口を基に修正しています。

中間見直し(案)、86ページから88ページに4.2.4、計画実現への取り組みを記載しましたが、87ページの2-1、(5)、循環型社会のライフスタイルへの転換に③、水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力を追加しました。

また、89ページで、それぞれの取組について、SDGsとの関連性について示しました。

資料3及び中間見直し(案)の説明については、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。資料3とごみ処理基本計画の中間見直し(案)について説明がありました。基本的には51ページ以降に書いてあります。まず、基本理念として「循環型社会推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現」をする。市民、事業者、行政の協働。これは重要な観点ですけど、適正処理の構築に係ると言われています。それから、「～捨てる、でも減らす」ということで「ごみ10%削減に挑戦～」すると。とにかく、ごみを減らしたいということです。それと食品リサイクルの問題だとか、リデュース、リユースの問題だとか、あるいはごみの手数料、有料化の問題だとか、考えられる手だてはこちらに書いてあるとおり、羅列的に、網羅的に取り組んでいくよということだと思います。そして、最後のほうにコロナの問題が出てきましたが、ごみ処理あるいは下水道処理をきちっとやらない限り、市民の衛生環境が改善されないことから、ごみ処理あるいは下水処理を行政の仕事としてやると。今回特に本卦還りみた

いな形で、いろいろな衛生的な問題が出てきましたので、こういったところにも目を配って、今後進めていきたいということだったと思います。

何かご意見、ご質問あったらよろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○日和委員 資料3の2ページ、上から2番目の3. 1. 2、ごみ処理の状況(2)ごみ排出量等の状況、その項目の中の3番目の○、焼却処理に関して、平成23年度にエコセメント化による資源化を行う業者が操業停止したため、現計画から同項目を削除ということになっています。これに関して、資料1に戻りますが、資料1の7ページの一番上、3-3、最終処分の検討の(19)番に最終処分量の減量化の検討ということが書かれています。この項目については「継続」ということになっていますが、この具体的な取組状況でいくと、埋立て最終処分をしている焼却灰について、再生資材等として有効利用を行う事業者等の把握に努めている。それで、資料3では「削除」となっています。これは矛盾しているのではないかと思うのですが。

○会長 ありがとうございます。資料3の2ページにございます、ごみ処理の状況の中に(2)、ごみ排出量等の状況と、焼却処理に関して、平成23年度にエコセメントによる資源化を行う業者が操業停止したため、現計画から同項目を削除と書いてあります。一方、資料1の7ページの中に、最終処分の検討で、処分残渣の取扱いについての検討で、再生資材としての有効利用を行う事業者の把握に努めるとかかかっているのです、ここのところが矛盾しているのではというご質問ですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○事務局 それでは、ご説明申し上げます。まず、現計画から項目を削除したことにつきましては、本市が処分残渣を搬入していたエコセメントの業者が平成23年10月に放射能の関係から受け入れを停止し、今現在も再開のめどが立っていない状況であることから、中間見直し(案)に記載することは困難であると判断し、削除いたしました。一方、前期の成果については、北茨城市と米沢市に合せて1年間で2,250トンほど受け入れをお願いしております。しかしながら、先方の最終処分場を延命化するためにも、搬入する本市としては処分残渣を減量することが課題です。今後も処分残渣の再利用について検討していく考え方で捉えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。確認ですが、7ページの「処分残渣の取扱いについて検討」は、今のお話だと、計画からまとめは難しいが、事務局レベルでは継続して今後も進めていくという答えだったと思うのですが、例えば7ページに記載しているような内容がどこかに残っていくと考えてよろしいでしょうか。

どうぞ。

○事務局 計画上では進めていきますが、記載は省くという形で考えております。ただ、市といたし

ましては焼却灰、ごみを減量化して処分残渣も減らしていかなくてはなりません。今後、再生資材として処分残渣の有効な利用方法が見つければ、新たな計画の中には盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 いかがでしょうか。

○日和委員 中間見直し案の68ページの一番上に、「将来も安定した最終処分を継続するために、最終処分量削減のための取組や処理残渣の有効利用を検討します」と入っていますので、ここで文言として整理がされて、取組として文章化しているとみなすことができるかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 具体性は欠けるかもしれませんが、処分残渣の有効利用として取組を検討しているとして掲載していると捉えてよいかと思えます。

○会長 ありがとうございます。今後有効な活動を検討し、確実に実施していただきますよう、よろしくをお願いします。

ほかに何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

どうぞ。

○日和委員 ごみ袋の有料化ということで、そのおかげか影響かで、恐らくごみの減量も少しは進むと思います。それによってももちろん処理量も処理費も大幅に下がると思います。今住んでいる団地において収集場所をよく見ていると、特に可燃ごみの量が減っているなど目に見えて感じられます。そうした中で、先ほど少し触れた戸別収集というものもありますけれども、現状の収集の場合においてごみ収集日が決まっていますが、これを減らして収集費用を削減する方向性は出せないものでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。今ごみが減ってきているのではないかと。その中で収集サイクルを見直して収集の費用を減らすことはできないかという質問です。

○事務局 お答えいたします。今現在可燃ごみにつきましては、週3回収集を行っていますが、これは将来的に週2回した場合、どのような削減効果が見られるかというところで、今現在検討しています。

○会長 ありがとうございます。今、全国的にもごみの排出形態がコロナによって変わってきていると言われてしますので、ごみの搬出状態を把握した上で、収集運搬について計画を検討されるのもよろしいかと思えます。

○事務局 あと、追加ですが、今検討しているのは収集時間と集積所についてです。市内では結構狭隘道路がありますので、そういったところも検証して、今後どのような方向性を示していくかを検討しています。

○会長 ありがとうございます。



いかがでしょう。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。とにかく様々な形でごみを減量していくことが行政的に費用の削減や、衛生管理の保全という面でも効果があると思いますので、ぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

どうぞ。

○副会長 中間見直しの資料で幾つか教えてもらいたいところがあるのですが。私の読み方がまだ足りないのかもしれませんが、例えば資源物とか可燃物とか焼却量とか、そういう数字が至るところに出てくるのですが、整合がよく分からないところがあります。例えば25ページに、これは資源物の量ですか、表の3. 1. 2-1、生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移ということで、上から3つ目に資源物で（クリーンセンター取扱分）というのがある、令和元年度が3,388トンになっています。ところが、27ページに収集資源物の内訳が書かれておりまして、合計が令和元年度は3,229トンという数字になっていて、この表と25ページの表の数字の関係がまずよく分からないというのが1つ。資源物でいいますと、31ページの表3. 1. 2-7で資源回収量及びリサイクル率の推移というのがある、この資源回収量というのが、令和元年度は6,047トンになっています。これは、多分市が収集したもの以外に集団回収とカリサイクル回収が入っていると思いますが、この内訳もよく分からないところがあります。

それから、可燃物が可燃ごみの量と焼却処理量というもので数字がちょっと合わないのですが、多分これは前年度の持ち越しなどが入っているのではと思いますが、これらの点についてもっと分かりやすく整理されたほうがよいかと思います。今後、これが市民に公開されて意見を求めることになると思いますが、1つ工夫が必要かなと思いました。

また、細かい話でざっと見ていてちょっと気になった表現があったのですが、32ページ⑧の6行目、生活系ごみ及び事業系ごみの排出量原単位で、「なお、本市の特徴として」で書いてありますが、一般的には原単位は少ない・多いではなく、大きい・小さいという表現を使いますので、そのようなところが気になりました。

それから、これは教えてほしいのですが、38ページに全国の類似市町村との比較という資料が載ってまして、下の図を見ると、これは環境省の資料も同様ですので、多分書いてあるのかもしれませんが、類似市町村の数が94となっています。「類似」という定義を、どういうものをどういう定義で類似になっているのか教えてください。

それと、52ページ、ごみ排出量・処理の予測ということで、（3）ごみ排出量になって、①が生活系ごみ（資源物を除く）について、これは前のページで「生活系ごみから資源物を除いたものは家庭系ごみと定義します」と書いてあるので、そのことだろうと思います。次に53ページ②が事業系ごみと書いてあります。そして図3.2.2-1のところ「なお、1人1日あたりの」と書かれてい

ますが、これは事業系ごみの話だけではないので、③としてここで新たに何かタイトルが必要なのかなと思います。

また、52ページで資源物を除いた家庭系ごみの原単位の話の説明していますが、53ページの表の中ではそれが出てこなくて、トータルの原単位とかになっているので、説明と表の中身がちょっとずれているというか、合っていないという気がします。

次に、食品ロスの発生量で目標を令和12年度までに半減を目指すというこの見直しについて、見直し計画自体が令和7年度までですので、令和12年度を目指すのはよいと思いますが、この中間になりそうな令和7年度時点での数字が必要ではないかと説明を聞いていて思いました。

それから細かい話ですが、67ページ、表3.2.4-3の②マテリアルリサイクル推進施設の算定根拠で、粗大ごみの処理施設の（実稼働率<sup>注</sup>）と書いてあります。「注）」というのは、この表の下に「施設規模については、・・・」のことを書いてありますが、これは、ここの説明ではなくて、この（実稼働率）の説明は、表の中の一番下の「※：実稼働率は以下の計算式とする」ということになるので、さっき言った（実稼働率<sup>注</sup>）というのは、「注）」ではなくて「※」になると思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今いろいろ出てきましたけど、数字が必ずしも統一的になっていない。言葉の定義が統一できていない。それから、予測年度をどうするのかというところについても、ご指摘があったかと思います。基本的にどう直していくかという方針だけ事務局のほうからお答え願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

どうぞ。

○事務局 それでは、今、副会長からご指摘いただいた箇所につきましては、精査の上、次回までに修正をいたしまして、委員の皆様にも再度ご説明申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。

よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 幾つかありましたが、もともとこの計画の中でごみの減量を図っていくことをうたっているんで、座長から冒頭でおっしゃられていたとおり、脱炭素社会といいますか、カーボンニュートラルの達成に向けて、ごみの焼却量を減らす必要があるということ、脱炭素社会の形成に向けてということも冒頭の3、4ページに出しても良いのではないかと思います。そこで数値目標までは難しいかとは思いますが、脱炭素社会に向けて、ごみの排出量の削減は必要であるというような文言を入れられると、より魅力的な計画になるかと思います。

あと一点ですが、可燃物の組成分析を示す33ページのグラフがとても興味深くて、可燃ごみの中にリサイクルできるようなものが混ざっているということで、今も行っているかと思いますが、改

めて市民に広報する取組として、データ化した情報を使って分別を進めるようなことをしてはどうかと思いました。

あと、小中学生へのプラスチック選別の手作業を見学したり、実際にやってみたりと、とてもユニークな取組であります。中学生の見学者数はゼロになっていますが、体験が難しいようでしたら、42ページに記載されているような施設見学会に、大人の社会科見学のような形で、選別等を見学できる大人向けの会を企画すると良いかと思います。子供向けですと、将来的にはより分別が進むということが期待されるのですが、大人が今やるべきことだと思いますし、できることにつながると思いますので、大人向けの見学会も施策として捉えていただくと良いのではと思いました。

あと1つ質問ですが、冒頭3、4ページでプラスチック資源循環の表現がありますが、それを受けてこの計画ではどうするのかということが、もう少し見えてこないのかなと思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。減量するということが脱炭素社会に役立つことですので、その辺の位置づけをうまくリンクできればとおっしゃったと思います。

それから、分別をさらに進める方法については、プラスチック分別についての施設見学会を、小中学生だけではなく、大人を対象とした見学会を企画しても良いのではないかということ。プラスチック資源循環については、その位置づけや、それにに向けた取組、姿勢を明らかにしたほうがよいのではというご指摘だと思いますので、もう少し何か一言細かくいただきたいと思います。

○事務局 お答えいたします。プラスチックの資源の戦略につきまして、これまで本市もプラスチックの分別収集等について、他市に比べても本当に事細かく分別をしているところがございますが、もう大分プラスチックの収集が浸透しておりまして、今現在少し頭打ちになっているような状況です。これは、私どもも何とかしなければならぬと考えているところですが、この計画の中で、さらにプラスチックに関する分別が進められるような文言をもう少し入れられればと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。様々なご質問があつて、事務局から答えていただきました。先ほどの説明では、委員の皆さんのご意見を頂戴した上で、もう一度精査して、次回の会議で第2版的なものを皆様に配付いたしますということでございます。そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、第2版を市で作っていただいて、各委員さんに配付して了解を得るようにしたいと思います。よろしいですか。

(発言する者なし)

○会長 ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

ないようでしたら、以上で議事を終わらせたいと思います。

宿題がありますけれども、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、その他について、事務局よりお願いしたいと思います。

どうぞ。

○事務局 それでは、長時間にわたりまして、ご意見、ご質問等いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局から、その他ということで、次回の委員会の会議日程についてご案内をさせていただきたいと思います。第2回の委員会の開催でございますが、本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見等を基に、中間見直し（案）を修正させていただいた上で、再度お示しをさせていただき、引き続き協議をしていただきたいと思います。そして、差し支えなければですが、次回は、今回の諮問に対する答申をいただければと考えております。

次回開催の日時につきましては、令和3年8月3日火曜日、14時からを予定しております。

また、中間見直し（案）の今後の予定について少しお話をさせていただきたいと思います。8月3日に予定しております第2回の委員会で答申をいただくことが可能でございましたら、その後にパブリックコメント、意見提出手続の実施に移行したいと考えております。

なお、パブリックコメントでご意見の状況等により、計画（案）に大幅な修正が必要となった場合につきましては、第3回の委員会を開催いたしまして、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

また、パブリックコメントが終了いたしましたら議会への報告を行いまして、正式な公表としたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいまの報告で、まず8月3日にお示しした第2版で問題なければ答申をいただきたい、それはパブコメにかけますよということです。パブコメにかけた上で大幅な修正があった場合については、第3回を開催したいと。パブコメが終わった案については議会に報告するとの説明がございました。そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○会長 異議なしということでございますので、事務局の予定通りに進めていきたいと思っております。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

どうぞ。

○福田委員 事務局にできればお願いしたいというのは、先ほど数字がなかなか分からないところがあるという指摘がありました。私も、そう感じていまして、その一つの原因は、令和2年度の数字が全部きちんと出ていないことだと思います。ごみの種類によってどのくらいの量があるとかは、数字が出てきても、ページによって対象としているものが少しずつ違ってきます。では、その違っていているのがどういう原因によるものかということが、例えば何を取り入れて、何を取り入れていないかということが、具体的に分かるような表を作ってしまうれば良いのではと思います。読み手とし

ては、この数字を使ったのだということがすぐに分かって、そこから出てくる色々な計算式も分かってきますので、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。数字に食い違いがあると、その資料そのものの信用に関わりますので、数字についてはきちんとチェックをして整理していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○会長 では、ないようでしたら、本日の日程は全て終了しました。  
進行を事務局にお返しいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局 それでは、長時間にわたり委員の皆様におかれましては、慎重審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして令和3年度第1回四街道市ごみ処理対策委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。